

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

電子取引の状況推移に関する定期調査結果

(2013年9月期)

2014. 5. 15 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)

1. ストック項目

調査基準日		2010年3月末	2010年9月末	2011年3月末	2011年9月末	2012年3月末	2012年9月末	2013年3月末	2013年9月末
会社数	① 電子取引を行っている会社数	18社	16社	14社	13社	13社	13社	13社	14社
	② 商品先物取引業者(国内市場取扱業者)の数	37社	36社	33社	33社	33社	32社	32社	31社
	③ 電子取引比率 (会社数ベース、①/②)	48.6%	44.4%	42.4%	39.4%	39.4%	40.6%	40.6%	45.2%
口座数	④ 電子取引会社が保有している全ての口座数(電子・対面)	42,895口座(16社)	42,472口座(16社)	37,637口座(14社)	36,136口座(13社)	33,250口座(11社)	34,611口座(11社)	34,869口座(12社)	34,888口座(13社)
	⑤ 上記のうち証拠金残高のある電子取引口座数	28,673口座(16社)	27,704口座(16社)	25,947口座(14社)	25,875口座(13社)	23,758口座(11社)	25,223口座(11社)	25,390口座(12社)	25,218口座(13社)
	⑥ 上記のうち建玉のある口座数	9,685口座(16社)	9,570口座(16社)	9,069口座(14社)	8,891口座(13社)	7,582口座(11社)	7,760口座(11社)	7,833口座(12社)	7,082口座(13社)
	⑦ 商品先物取引業者全社が保有する顧客口座数	82,571口座	80,897口座	74,953口座	NA	76,840口座	NA	79,569口座	NA
	⑧ 電子取引比率 (口座数ベース、⑤/⑦)	34.7%	34.2%	34.6%	NA	30.9%	NA	31.9%	NA
預り証拠金額	⑨ 電子取引に係る預り証拠金額	63.2十億円(16社)	61.5十億円(15社)	64.5十億円(14社)	70.1十億円(13社)	68.1十億円(11社)	65.8十億円(11社)	71.7十億円(12社)	73.4十億円(13社)
	⑩ 委託取引全体に係る預り証拠金額	168.6十億円	155.3十億円	151.7十億円	141.7十億円	135.3十億円	140.0十億円	138.1十億円	122.1十億円
	⑪ 電子取引比率 (預り証拠金額ベース、⑨/⑩)	37.5%	39.6%	42.5%	49.5%	50.3%	47.0%	51.9%	60.1%

2. フロー項目

調査対象期間		2009年10月～ 2010年3月 (6ヵ月)	2010年4月～9月 (6ヵ月)	2010年10月～ 2011年3月 (6ヵ月)	2011年4月～9月 (6ヵ月)	2011年10月～ 2012年3月 (6ヵ月)	2012年4月～9月 (6ヵ月)	2012年10月～ 2013年3月 (6ヵ月)	2013年4月～9月 (6ヵ月)					
売買枚数	⑫ 電子取引 売買枚数 (参考) 取次者の受託分	調査実績なし												
										a.商品取引所の会員等からの受託	909,941枚	1,153,849枚	2,311,370枚	1,946,117枚
										b.顧客(取次者を除く)からの受託	5,946,883枚	6,016,706枚	10,824,503枚	12,191,735枚
										c.取次者からの受託	1,523,138枚	1,333,664枚	431,385枚	380,604枚
										d.会員等からの受託	49,560枚	10,356枚	0枚	400枚
	e.一般顧客等からの受託	658,641枚	665,149枚	846,797枚	650,205枚									
合計 (=a+b+c+d+e) *d, eは共にに含まれる。		7,374,070枚(16社)	9,071,677枚(16社)	13,323,000枚(14社)	15,092,993枚(13社)	8,379,962枚(11社)	8,504,219枚(11社)	13,567,258枚(12社)	14,518,456枚(13社)					
⑬ 国内市場全体の売買枚数 (含、オプション)		35,264,360枚	29,740,040枚	33,829,654枚	35,803,460枚	30,014,712枚	26,034,300枚	30,192,440枚	28,434,966枚					
⑭ 電子取引比率 (売買枚数ベース、⑫/⑬)		20.9%	30.5%	39.4%	42.2%	27.9%	32.7%	44.9%	51.1%					
受取委託手数料額	⑮ 電子取引による受取委託手数料 (百万円、含オプション)	1,868百万円(20社)	4,417百万円	5,710百万円	6,495百万円	3,153百万円(13社)								
	⑯ 東界全体の受取委託手数料 (百万円、含オプション)	25,074百万円(全社)	42,568百万円(全社、1年間)	43,321百万円(全社、1年間)	40,480百万円(全社、1年間)	NA								
	⑰ 電子取引比率 (受取委託手数料ベース、⑮/⑯)	7.4%	10.4%	13.2%	16.0%	NA								

*2010年9月期以降「東界全体の受取委託手数料収入」の集計が年に1回となったため、受取委託手数料の総額における電子取引に係る受取委託手数料の割合については、半年間の電子取引に係る受取委託手数料収入額を2期合算した上で、1年間の受取委託手数料収入額と比較して算出している。

日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)

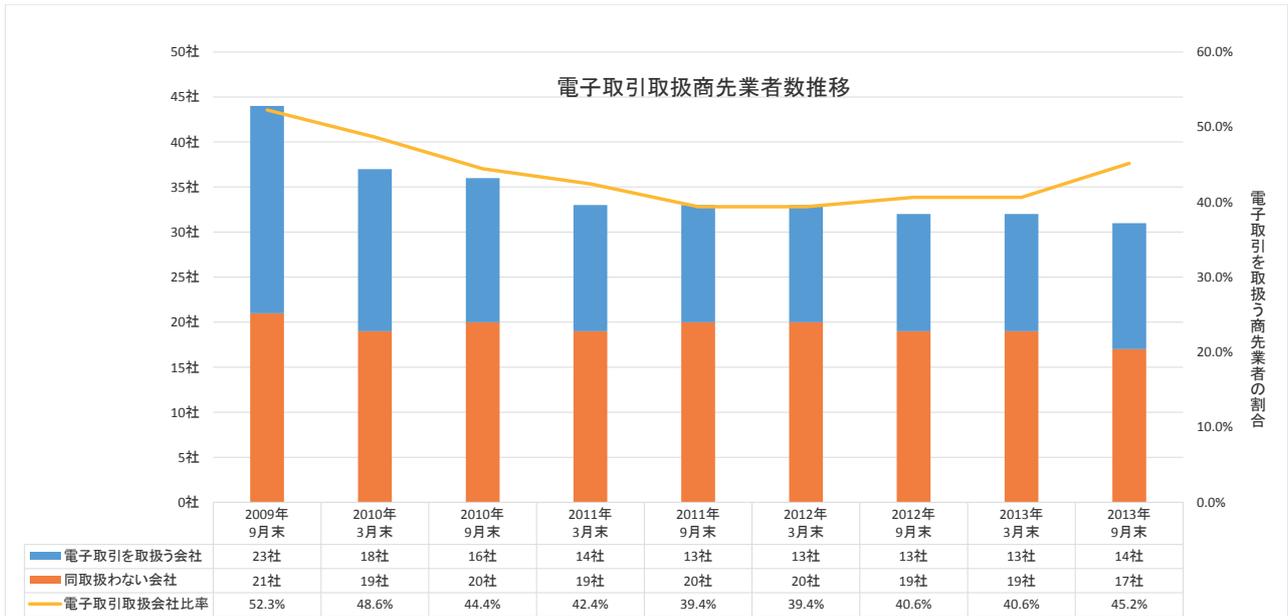
3. 注記事項

① 電子取引を行っている会社数	本会からの調査に対して「電子取引を行っている」と回答した会社数
② 商品先物取引業者数	本会調べ。
④ 保有口座数	2005年12月末まで:各社が有している口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まれていない)
⑤ うち証拠金残高のある 電子取引口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数 2006年 3月末から:証拠金残高がある電子取引口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑥ うち建玉のある口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座を含む) 2006年 3月末から:建玉がある口座
⑦ 全口座数	本会調べ。(各社が開示資料で公表している口座数の合計)
⑨ 電子取引に係る 預り証拠金額	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑩ 委託取引全体に係る 預り証拠金額	株式会社日本商品清算機構「預託金残高推移」における「委託総額」に記載されている額(LGを含んでいる。)
⑫ 電子取引売買枚数	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑬ 市場全体の総売買枚数	株式会社日本商品清算機構調べ。(直近の値は速報値である場合がある。)
⑮、⑯ 受取委託手数料額 (電子取引、市場全体)	(i)電子取引に係る額:本会調べ(会員へのアンケート調査による。) (ii)市場全体:本会調べ(2010年3月期までは月計残高試算表、それ以降は商先業者各社が作成した開示資料を基に本会において集計。) (iii)2010年9月期以降の電子取引比率は、1年分の電子・対面に係る手数料受取額に1/2を乗じて得た数値と半年分の電子取引に係る手数料を比較して算出している。
*1 総約定代金、売買枚数	国内商品市場における取引を対象としている。(オプションを含む。)
*2 電子取引	電子情報処理組織を経由して受託した取引。 (2008年3月期は、「インターネットホームトレードにより受託した取引」と定義)

日本商品先物振興協会



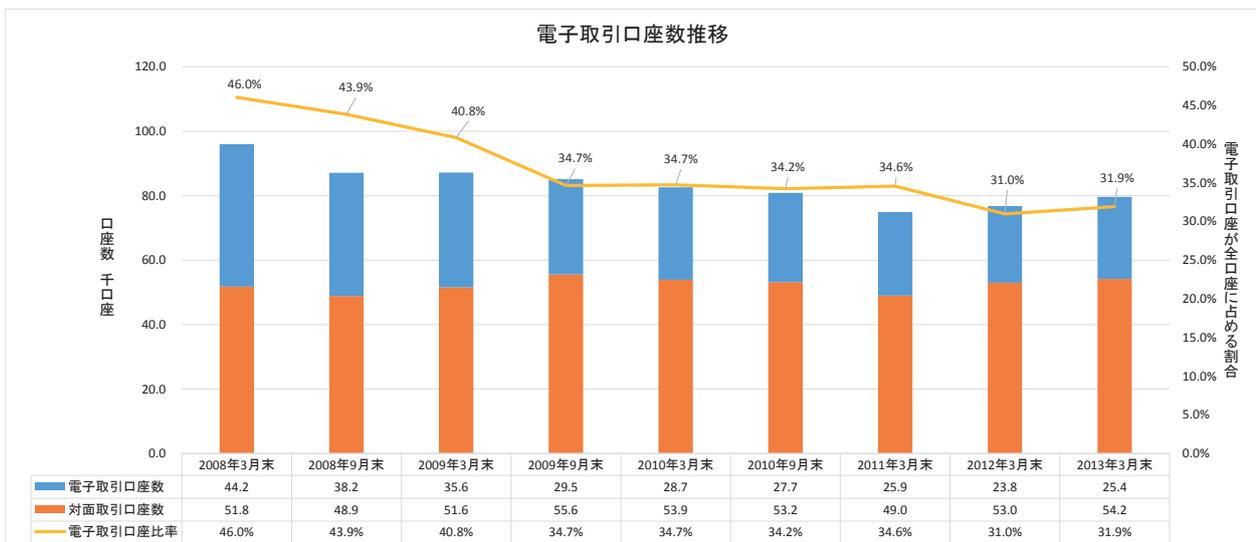
電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)



日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2013年9月期まで)



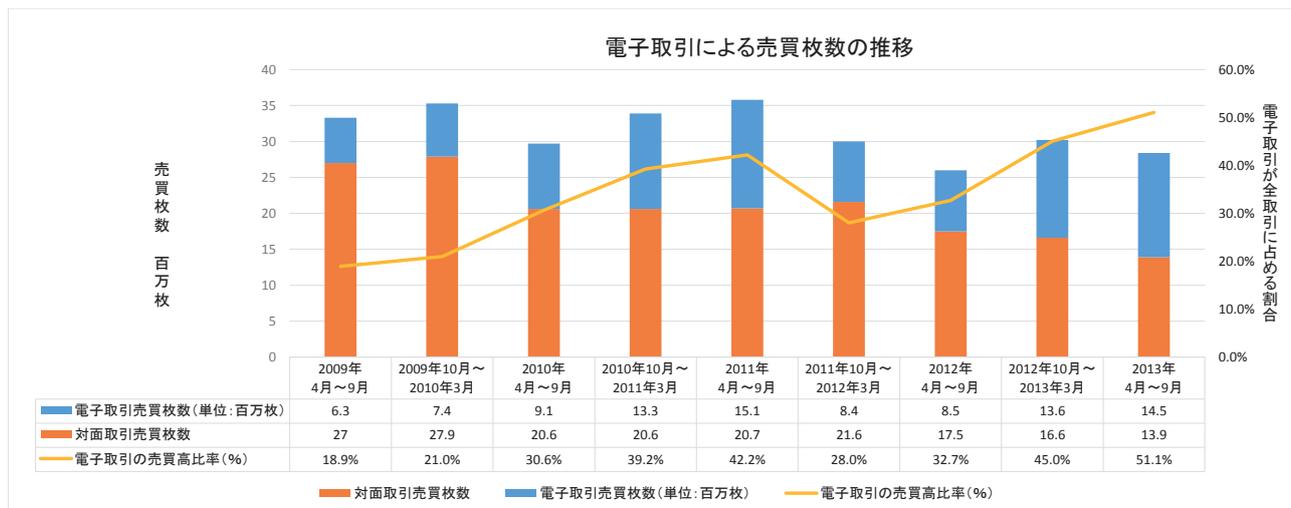
電子取引のための口座のうち預託残高があるもの数。
 本会調査に対する会員企業からの回答の合計。
 電子口座数 2005年12月末まで：各社が有している電子取引口座の数。
 2006年3月末以降：証拠金残高がある電子取引口座の数。
 (ただし、無担保委託者未収金を有する口座は含まない。)

全口座数 市場全体の口座数(預託残高があるもの)。
 2010年9月期までは会員各社が本会に提出している定期業務報告書、2011年3月期以降は商先業者各社が作成した開示資料を基に先物協会で集計した数値。

電子取引 電子情報処理組織を通じて委託された取引
 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

日本商品先物振興協会





本会調査に対する会員企業の回答の合計値。
 市場全体の売買枚数。国内各取引所提供のデータに2を乗じている。
 電子情報処理組織を通じて委託された取引
 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)
 2011年9月期まで: 会員等からの受託や取次者からの受託が含まれている。
 2012年3月期以降: 一般顧客からの受託を対象としている。

2011年10月～2012年3月並びに2012年4月～9月の2期間には、比較的売買枚数の大きい社のデータが含まれていない。

日本商品先物振興協会



電子取引に関する口座数(建玉のあるもの)は増加していない。
 預り証拠金額・売買枚数は増加しているが、個人の口座数・預り証拠金額・売買枚数は減少している。

口座数	項目	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末	2013年9月末
	建玉のある電子取引口座数	9,685口座	9,089口座	7,582口座	7,833口座	7,082口座
	うち個人の口座	未調査	未調査	未調査	7,458口座	6,384口座

預り証拠金額	項目	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末	2013年9月末
	電子取引に係る預り証拠金額	632億円	645億円	681億円	717億円	734億円
	うち個人からの預り証拠金額	未調査	未調査	未調査	394億円	365億円

売買枚数	項目	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末	2013年9月末
	電子取引による売買枚数(各半年間)	15,092,993枚	8,379,962枚	8,504,219枚	13,567,258枚	14,518,456枚
	うち個人から受託した電子取引の売買枚数	未調査	未調査	未調査	5,920,902枚	5,294,305枚

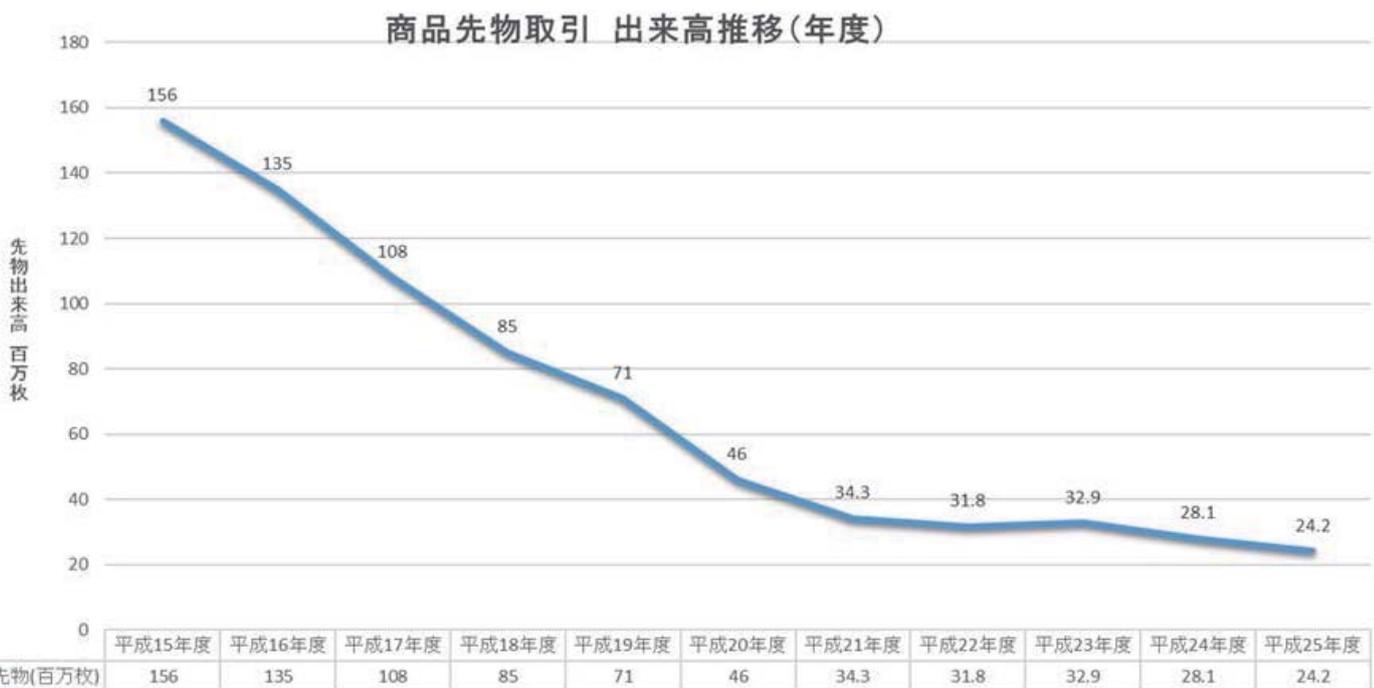
	アメリカ(*1)	イギリス	フランス	[資料7-(2)]										
商品先物と金融先物に対する課税	<p>商品先物と金融先物は、課税所得の計算が異なるが、一定の計算ルールの下、最終的には損益通算が可能 ※詳細は資料(4)参照</p> <p>商品先物(commodity futures)は規制取引であり、いわゆる「Section 1256取引」に該当するため、「Section 1256取引」固有の特別なルールが適用される。</p> <p>実現した売買損益に対する課税に加え、年末保有残高の洗い替え評価(未実現損益)に対する課税が行われる。具体的には年末時点で保有するContractは、その時点で売却したと仮定し、取得価額(あるいは前年の洗い替え価額)との差額を強制的に市場価額で損益を認識し、損と益を通算して益になれば課税される。また、譲渡損益は保有期間に拘わらず、自動的に40%は短期所得(short-term gain/loss)とみなし、60%は長期所得(long-term gain/loss)とみなされる。なお、年末の洗い替えにより、取得価額は更新(洗い替え)されるため、売却時に二重課税とはならない。</p> <p>なお、上記のSec 1256ルールが適用され計算された商品先物の短期および長期譲渡所得と、金融先物に係る短期・長期譲渡所得は、結果的にそれぞれの所得(短期または長期)の中で損益が合算されるので、最終的には損益通算されるが、取引の種類によっては合算前に特殊なルールが適用されることに留意。</p> <p>一方、金融先物(securities futures)は、例外として上記Sectionのルールが適用されない。そのため、実現した売買損益に対してのみ、課税が行われる。この場合、商品先物と金融先物はデリバティブ取引として同じ所得区分(カテゴリ)であり、損益通算が可能である(ルールも同じ)。ただし、フロアのディーラーなど、個人が事業規模で行っている金融先物は「例外の例外」として、この例外規定が適用されず、Sec 1256のルールが適用される(Section 1256取引としての課税の対象)。</p>	<p>商品先物と金融先物は、デリバティブ取引として共にキャピタルゲイン課税の対象であり、損益通算可能</p>	<p>商品先物と金融先物は、デリバティブ取引として同じ所得カテゴリであり、損益通算可能</p>	<p>商品先物と金融先物は、デリバティブ取引として同じ所得カテゴリ(双方とも20条所得)であり、損益通算可能</p>										
所得区分		キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス										
短期/長期 分離/総合	<p>短期(1年以下保有)は総合課税 長期(1年超保有)は分離課税</p> <p>長期キャピタルゲイン(LTCG)は15%。 なお、通常所得※が\$36,900以下の個人(2014年度の単身者の場合は)、税率区分が15%以下であるが、その場合の長期は0%(長期キャピタルゲイン所得の金額上限は、通常所得とLTCGの合計が15%税率区分に収まる部分である\$36,900以下まで)。 【例】個人(単身者)の通常所得が\$16,900、LTCGが\$30,000の場合 \$30,000のうち、通常所得と合わせた15%税率区分の上限\$36,900までが非課税となる。 LTCGの非課税部分: 上限\$36,900-通常所得\$16,900ドル=\$20,000 残りのLTCGに対する課税(15%): \$30,000-\$20,000=\$10,000</p> <p>また、2013年より新たに39.6%の税率区分が導入されたが(2014年度の単身者の場合は通常所得が\$406,750以上)、その場合の長期は20%(長期キャピタルゲイン所得の金額に上限はない)。 ※通常所得=所得全体-(キャピタルゲイン所得+適格配当所得) *適格配当とは一般に米国の上場企業からの配当金を指し、長期キャピタル・ゲイン優遇税率が適用される。</p>	<p>分離課税 (累進税率にて課税、詳細については下記参照)</p>	<p>総合課税 総合課税とは別に社会保障税15.50%の課税。</p> <p>2014年税率表 課税所得の区分(一部抜粋)</p> <table border="1"> <tr><td>9,690€未満</td><td>0%</td></tr> <tr><td>9,690以上26,764未満</td><td>14%</td></tr> <tr><td>26,764以上71,754€未満</td><td>30%</td></tr> <tr><td>71,754€以上151,956€未満</td><td>41%</td></tr> <tr><td>151,956€以上</td><td>45%</td></tr> </table>	9,690€未満	0%	9,690以上26,764未満	14%	26,764以上71,754€未満	30%	71,754€以上151,956€未満	41%	151,956€以上	45%	<p>源泉分離課税(税率25%)と総合課税(個人申告書を提出し、金融所得の一部として個人の税率で課税)の選択が可能(§ 32d Abs.4 EStG) 但し総合課税を選択して申告しても、先物取引における損失は給与所得などの所得と相殺はできない。同様に株式売却利益/損失と他の所得との相殺もできない。</p> <p>※商品先物の損益と相殺できるのは極めて限定的(同じ20条所得に係る損益のみ)である点を考慮すると、総合課税と言っても実質的には申告分離課税と同じような取り扱いとなる。 ※総合課税を選択すると、適用される税率は、総合した所得(平均税率)が適用されたため、選択して有利になるのは次のようなケース。 ・源泉課税25%に比べ、個人の所得が高くない場合(平均税率が25%を下回る)とき、別の先物取引(20条所得)で大きな損失を計上している場合など</p>
9,690€未満	0%													
9,690以上26,764未満	14%													
26,764以上71,754€未満	30%													
71,754€以上151,956€未満	41%													
151,956€以上	45%													
課税方法	<p>キャピタル・ゲイン=利益-損失</p> <p>キャピタル・ゲインの算定にあたっては、 ①長期のもの及び短期のものそれぞれの区分で利益と損失を通算して長期・短期それぞれのキャピタル・ゲイン/ロスを計算。 ※先物取引における、キャピタルゲイン/ロスのうち、60%は長期利益、40%は短期利益とみなす。 ②①の結果得られた長期及び短期のキャピタル・ゲイン/ロスを通算する。 ③②の結果算定されたキャピタル・ゲインが、長期のものから生じたのであれば15%*を、長期及び短期双方から生じた場合には、長期・短期それぞれの金額にそれぞれに対する税率(長期:15%*、短期:通常所得に適用される累進税率)を適用する。 ④最終値がロスである場合は、長期・短期に関わらず年間3000ドルまでは、以下に解説したとおり、通常所得との損益通算が可能。</p> <p>**通常所得が\$36,900以下の個人の場合(税率区分が15%以下になるケース)、長期利益の0%。 通常所得が\$36,900超~\$406,750以下の場合は、上記の通り長期利益の15%。 通常所得が\$406,750超の場合は、長期利益の20%。</p> <p>短期利益は、累進税率。</p> <p>2013年度(2013年1月1日以降)より、Net Investment Income Tax(NIIT)制度が導入された。これにより、所得の規模に応じて、投資所得に対し3.8%の追加の税額が発生する。</p>	<p>・累進税率18%または28%(2010年6月23日以降、高額所得者(注1)に対しては一定以上のキャピタルゲインに対して28%を適用(注2))</p> <p>注1: 高額所得者とは、諸控除後、基礎税率枠31,865ポンド以上の所得・ゲインを得た個人。</p> <p>注2: 高額所得者は、キャピタルゲイン以外の所得(雇用所得、非雇用(個人)所得)と、キャピタルゲインを含む個人所得税対象所得を合算した個人所得で累進課税される。 ※英国では基本的に個人の収入はすべて「個人所得税の対象」となる。具体的には、雇用所得、不動産所得(いわゆる家賃収入)、「銀行預金や債券からの」利子所得、「株式」配当金、キャピタルゲインなどが挙げられる。(ただし、自営業者のいわゆる事業所得については異なる取扱いがされる。) 「雇用所得」とは「雇用主から支給されるもの」を指し、「雇用所得以外の所得を「非雇用所得」と呼んでいる。</p> <p>所得税の累進税率とキャピタルゲインの累進税率の算定方法は異なる。</p> <p>(キャピタルゲインの課税方法) ①キャピタルゲイン以外の年間課税所得から控除(基礎控除等)を引いた金額を確定 ②①の金額と31,865ポンドを比較し、余剰がある場合は、余剰分をキャピタルゲイン課税に割り当てる ③キャピタルゲインに割り当てられた金額について18%課税(31,865ポンド以上は28%課税)</p> <p><計算例> 年間個人所得(基礎控除後)50,000ポンド(内訳:給与所得20,000ポンド、キャピタルゲイン30,000ポンド)の場合 ①キャピタルゲイン課税対象所得:30,000ポンド-非課税枠11,000ポンド=19,000ポンド ②18%課税枠:31,865ポンド-20,000ポンド(給与所得)=11,865ポンド 19,000ポンド > 11,865ポンド → 11,865ポンドは18%にて課税 ③28%課税枠:19,000ポンド-11,865ポンド=7,135ポンド 7,135ポンドは28%にて課税 ④給与所得20,000ポンドに対する課税(2014/15年度現在の基礎控除、税率、税枠を適用) i. 個人所得課税対象所得:20,000ポンド-基礎控除10,000ポンド=10,000ポンド(課税所得) ii. 税率:20%(31,865ポンドまで) iii. 所得税額:10,000ポンド*20%=2,000ポンド</p> <p>注記:基礎控除は、所得水準や国籍、課税方法の選択によっては適用できないケースがある。</p>	<p>フランスの総合課税の計算例示 【例1】ある年に7年間所有した株式を売却してキャピタル・ゲイン1000を得る場合 キャピタル・ゲインに対して免税枠50%控除が適用となる。 つまり、1000×(100-50)%=500がネット・キャピタル・ゲインとなり、当該500が他の所得と合算され個人所得税累進税率の対象となる。</p> <p>【例2】ある年に7年間所有した株式を売却してキャピタル・ゲイン1000を得ると同時に7年間所有した他の株式を売却してキャピタル・ロス700が発生した場合 キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスに対して免税枠50%控除が適用になる。 つまり、キャピタル・ゲインは1000×(100-50)%=500 キャピタル・ロスは700×(100-50)%=350 そして、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスを相殺(500-350=150)した後のネット・キャピタル・ゲイン150が他の所得と合算され個人所得税累進税率の対象となる。</p>	<p>税率25%(§ 32d Abs. 1 EStG)(*4)</p> <p>先物取引の課税標準額=差金(約定価格と清算価格の差額)-必要経費</p> <p>【例】 キャピタルゲイン 1,000.00 ユーロ 資本所得控除 801.00 ユーロ 課税所得 199.00 ユーロ 税率 25% 税額 49.75 ユーロ</p>										
他の所得区分との損益通算 非課税枠 免税枠	<p>・損益通算可能 ネットのキャピタルロスは、年間3,000ドルまで通常所得との損益通算可能。損益通算に適用される損失に長期・短期の区別はなく、キャピタルロス全体で最高3,000ドルまで、通常所得との損益通算が可能。(但し、小規模法人株式の例外あり(例:特定の小規模法人株式にかかるとは異なる程度損益通算が可能、など))</p> <p>・原則非課税枠なし(但し、小規模法人株式の例外あり(例:特定の小規模法人株式にかかるとは異なる程度非課税枠がある、など))</p>	<p>・損益通算不可 ・非課税枠あり ・免税枠あり 年間キャピタル・ゲイン11,000ポンド以内(先物と株式(現物)などキャピタルゲインの所得区分の収支を合算した上での非課税枠)キャピタルゲイン非課税枠(10,900ポンド~11,000ポンド)の適用時期は2014年4月6日以降。</p>	<p>・損益通算不可 ・非課税枠 ・免税枠 2年-8年以下所有株式からのキャピタル・ゲインは50%控除 8年超所有株式からのキャピタル・ゲインは65%控除</p> <p>この控除措置は総合課税に適用され、社会保障税には適用されない。 また、この免税枠は株式(現物)取引について適用され、先物取引には適用されない。</p>	<p>・損益通算不可(§ 20 Abs. 6 Satz 2 EStG)(*3) ・資本所得控除あり(801ユーロ、夫婦合算申告の場合は1602ユーロ。先物と株式(現物)などキャピタルゲインの所得区分の収支を合算した上での定額費用控除枠であり、実額費用控除は排除されている)(§ 20 Abs. 9 Satz 2 EStG)(*4)</p> <p>※ドイツでは免税・非課税ではなく資本所得控除として規定されている。</p>										
損失の繰越	<p>原則ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャピタル・ゲインの範囲内での適用) 過年度から繰越されたキャピタルロスがある場合、当該年度に発生したキャピタルロスに過年度から繰越されたキャピタルロスの合計額のうち、年間3000ドル*まで通常所得との損益通算が可能となる。 *キャピタルゲイン所得全体で年間3000ドルまで</p> <p>但し小規模法人株式の例外規定により初年度キャピタル・ゲインの枠を超えての損失控除あり</p> <p>大型減税策(いわゆる「ブッシュ減税」)は2012年末に期限が到来した。</p> <p>当初、ブッシュ減税の終了と共に、長期キャピタルゲインの税率は15%から20%へ変更される予定だった。しかし、2013年より新たな税率区分(39.6%;通常所得が406,750ドル超の場合)が導入されたことにより、長期の税率は15%のままとなった(通常所得が406,750ドル超の場合のみ、長期は20%で課税)。</p> <p>その後米国におけるキャピタルゲイン課税の見直しの議論は、具体的にはされていない</p>	<p>ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャピタル・ゲインの範囲内での適用)</p>	<p>当期で相殺できなかったキャピタルロスは10年限度で繰越可能。(art.150-0 D 11)</p>	<p>・無期限に繰越可能。株式売却損の繰越損失は将来の株式売却益とのみ相殺可能、その他は第20条に定める所得の範囲内で相殺可(§ 20 Abs. 6 Satz 3 ff. EStG)(*4)。 ・繰越はない。</p>										
出所	<p>U.S. Internal Revenue Code, US Income Tax Regulations</p>	<p>Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143</p> <p>※Futuresに関するキャピタルゲイン取り扱いの原則が、Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143 に記述されている。税率の見直しは、ほぼ毎年行われ、予算案(Budget)を経て毎年のFinance Actの中で更新(があれば)される。</p>	<p>Code général des impôts (CGI, 一般税法) 現物取引 CGI art.150-0 A à art. 150-0 E 先物取引 CGI art.150 ter à art. 150 undecies (*2) Bien cordialement</p>	<p>Einkommensteuergesetz (略してEStG, 所得税法)</p>										
条文	<p>http://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/1256</p>	<p>英国歳入関稅庁 http://www.hmrc.gov.uk/</p>	<p>添付ファイル参照</p>	<p>添付ファイル参照</p>										

(*1)アメリカについては、投資資産の譲渡はキャピタル・ゲイン/ロス、投資資産で無い場合(事業的規模など)は通常所得/損失となるが、上掲表では投資資産の場合を記載している。
(*2)現物取引 CGI 第150-0条A~第150-0条E/先物取引 CGI 第150条第3項~第150条第11項(150条第11項は発効されていない)
(*3)20条所得に含まれるものの例として次のものが挙げられる(全て個人保有の場合に限定され、事業所得に含まれるものは含まれない)。なお、20条所得である先物取引に係る所得と、23条所得である不動産譲渡に係る所得は、損益通算は認められていない(20条所得と23条所得の損益通算は不可)。
(20条所得の具体例)
配当、清算配当、匿名組合利益分配金、抵当利子/年金、保険の運用部分、債権の種類問わず、そこから生じる運用益、手形割引料、株式譲渡益、配当証券譲渡益、利子証券及び利子請求権の譲渡益、匿名組合持分権の譲渡益、抵当権譲渡益、年金請求権譲渡益、保険金請求権譲渡益、その他の債権譲渡益(第2項7号)
(*4) § = Paragraph: 条, Abs. = Absatz: 項, Satz: 文, Nr. = Nummer: 号, ff. = fortfolgend: 以下, a.F. = alte Fassung: 改正前
※各国の個人(居住者)が、事業所得の規模に達しない規模の売買で得た利益に対する課税方法に関する調査

〔資料 8〕 広報事業関係資料



出所: 株式会社日本商品清算機構 品目別出来高速報



出所: 株式会社日本商品清算機構 品目別出来高速報

国内市場 取組高推移(年末)



出所: 株式会社日本商品清算機構 VOLUME& OPEN INTEREST

国内市場 取組高推移(年度末)



出所: 株式会社日本商品清算機構 VOLUME& OPEN INTEREST

預り証拠金推移



出所: 株日本商品清算機構 預託金残高推移 委託総額

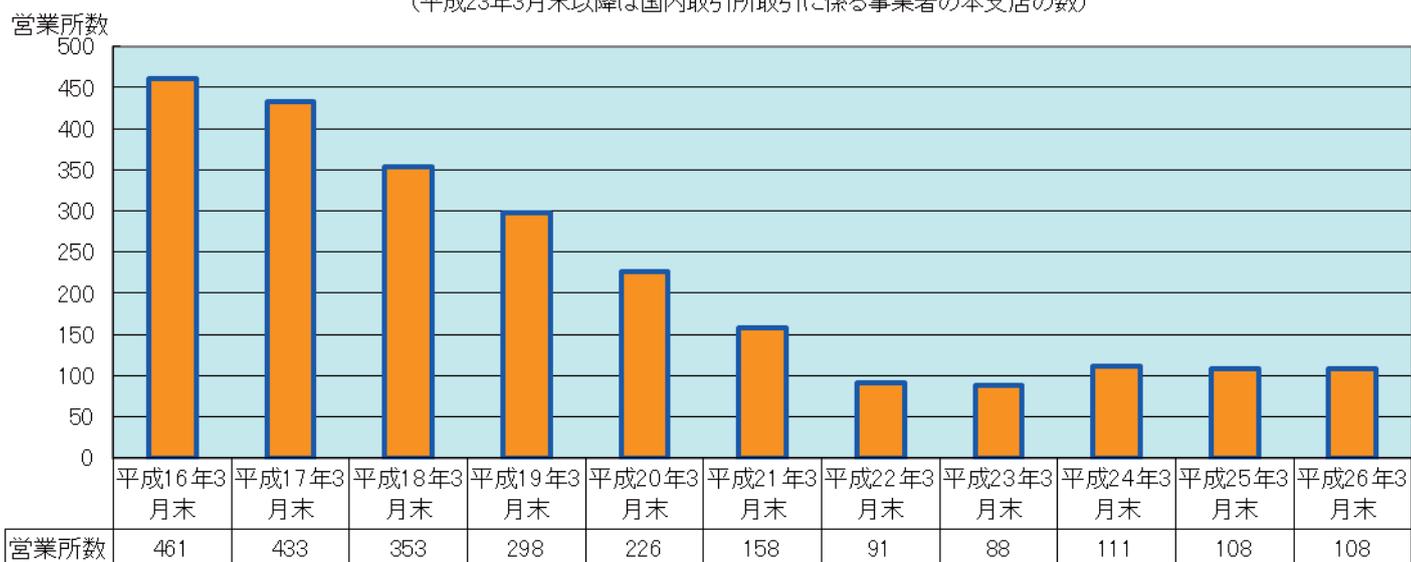
商先業者数推移



出典 平成20年3月末まで: 社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
平成21年3月以降: 本会調べ(速報値)

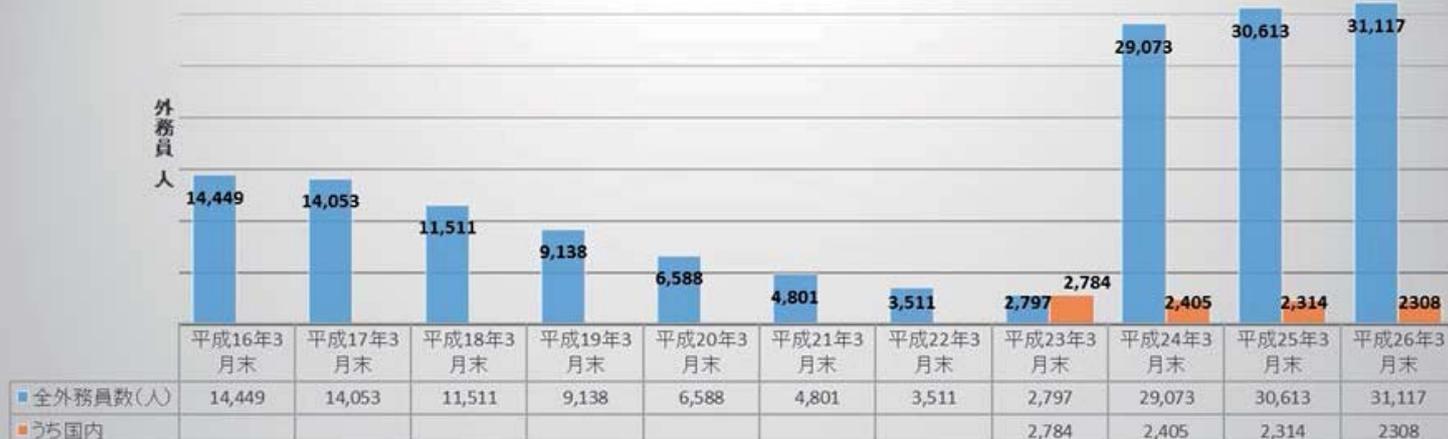
注意事項 平成23年1月から、商品先物取引業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。
そのため、平成23年3月期以降は、「全商先業者数」「うち国内取引所取引を取扱う業者数」の2本立てで表示することとした。
それ以前の業者数は、国内取引所取引を取扱う社の数である。

商品先物取引業者 営業所数推移
(平成23年3月末以降は国内取引所取引に係る事業者の本支店の数)



出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
 平成21, 22年3月末：本会調べ(速報値)
 平成23年3月末以降：日商協開示資料を基に本会において集計
 注意事項：平成23年3月末以降は国内取引所取引に係る事業者の営業所数の合計値である。

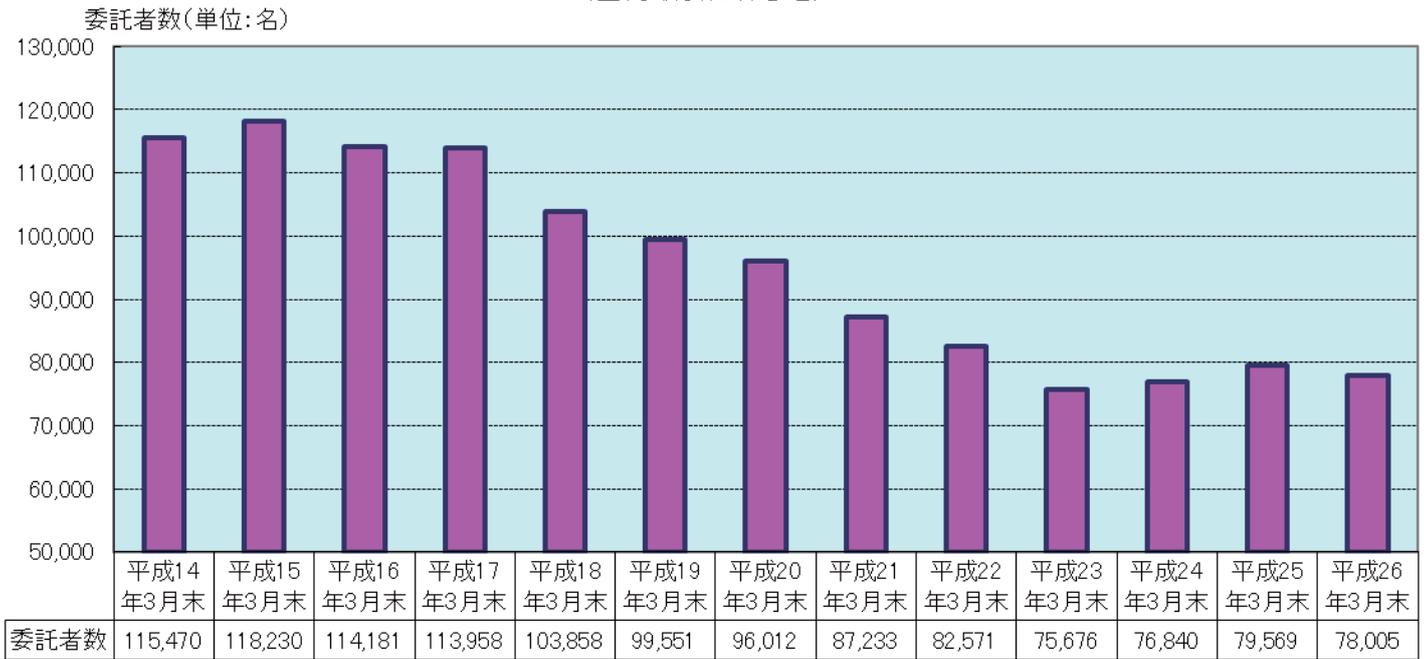
外務員数推移



出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
 平成21年3月末：日商協「事業報告書」より
 平成22年3月末以降：日商協調べ(会報による。)

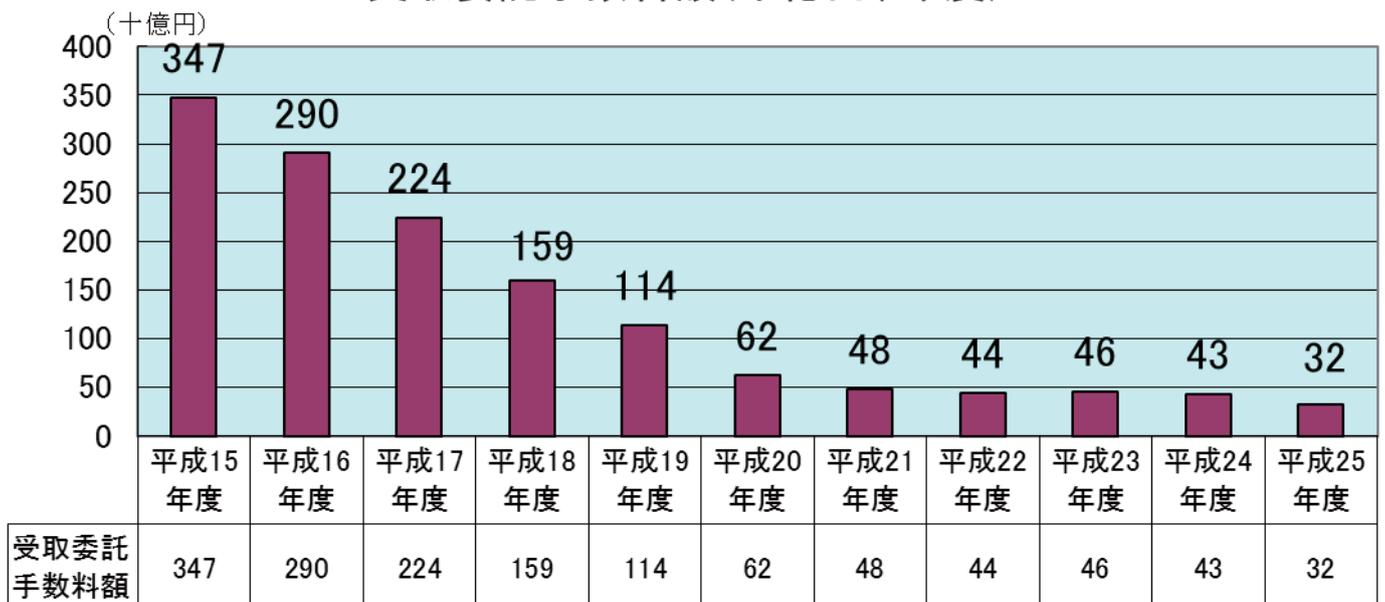
注意事項 平成23年1月から、商品先物取引業者資格は「国内」「海外」「店頭」の3つに区分された。
 そのため、平成23年3月期以降は、「全外務員数」「うち国内取引所取引に従事する外務員の数」の2本立てで表示することとした。
 それ以前の外務員数は、全て国内取引所取引に従事する者の数である。

委託者数 推移
(国内取引に係る者)



出典 平成20年3月末まで : 社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
平成21年3月以降 : 日商協開示資料を基に本会において集計

受取委託手数料額(十億円、年度)



日商協開示資料を基に先物協会において集計

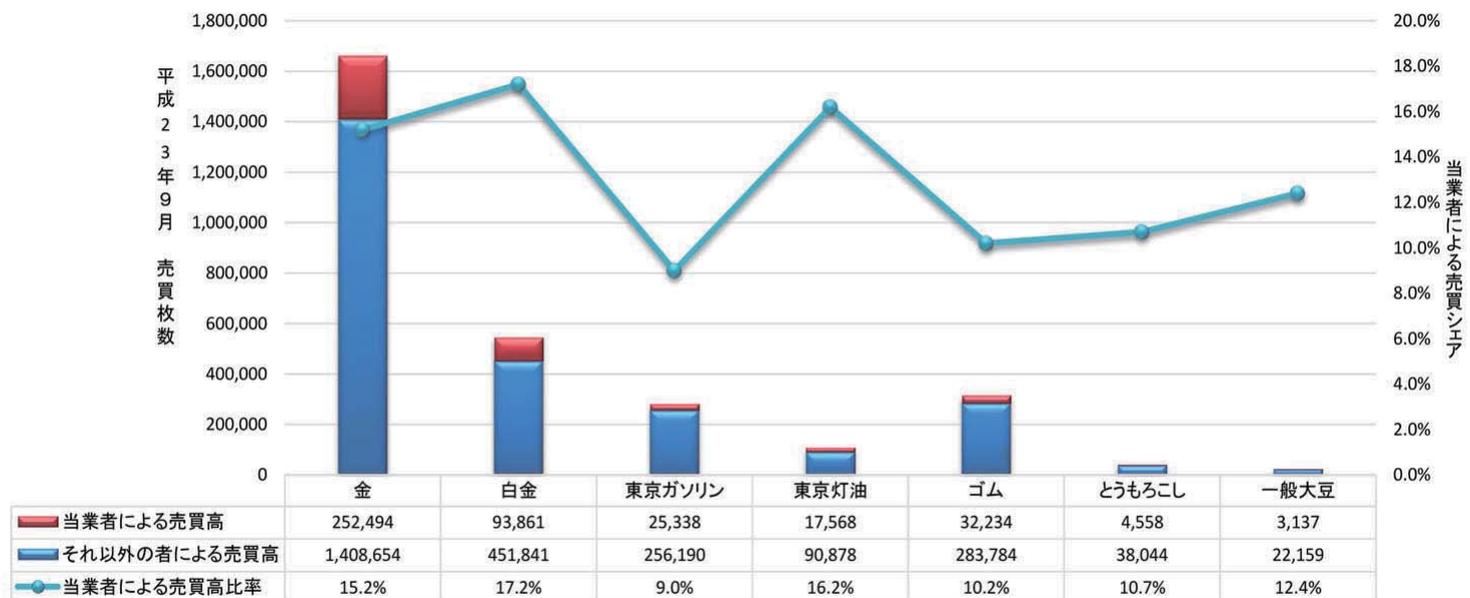
注意事項:平成23年1月以降は外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る手数料が含まれている可能性がある。

銘柄別 受渡枚数/出来高 比較(平成23年)



出所: (株)日本商品清算機構「品目別出来高速報(年間)(平成23年1月～12月)」
 (株)東京商品取引所「ヒストリカルデータ(受渡集計表(年次)・・・金、ガソリン、灯油、ゴム受渡)」
 (株)東京商品取引所「(受渡枚数、受渡値段表)・・・とうもろこし、一般大豆」

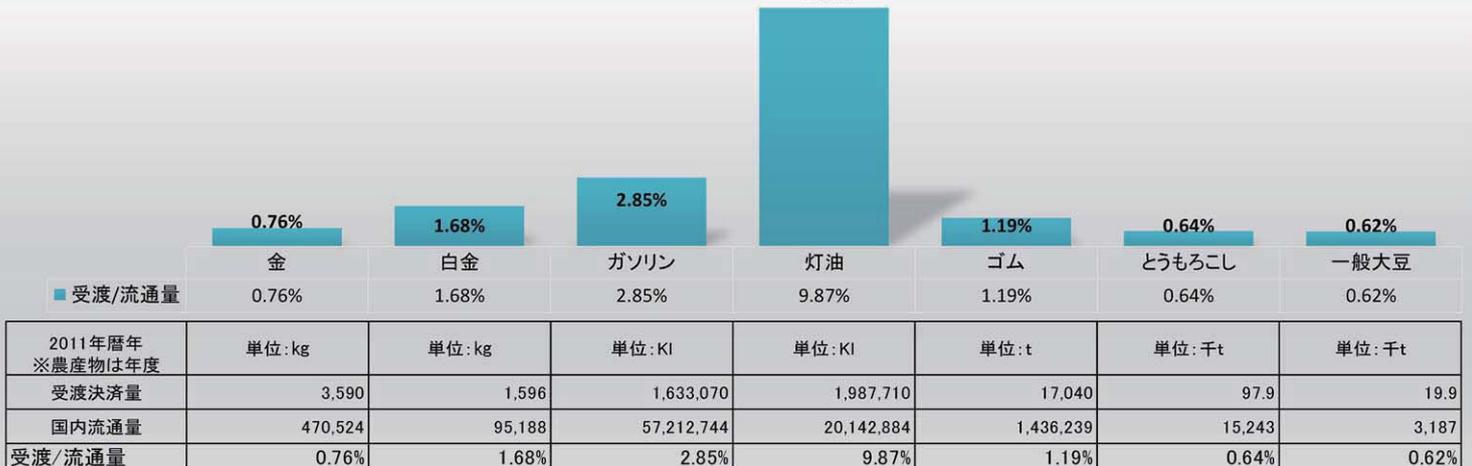
銘柄別売買高に占める当業者による売買高(平成23年9月)



出所: (株)日本商品清算機構「品目別出来高速報(月間)平成23年9月」
 (株)東京商品取引所「当社市場における取引実績(2013年9月度属性別売買高)」

取引所における受渡量 / 国内総流通量 比較(平成23年)

9.87%



※ 受渡決済に係る物量は(株)東京商品取引所が公表している受渡決済枚数を基に日本商品先物振興協会で算出した。

- 出所: 金 . . . 資源エネルギー庁「貴金属流通統計調査」平成23年 金データ(金地金 年間払出量)
 白金 . . . 資源エネルギー庁「貴金属流通統計調査」平成23年 白金データ(プラチナ 年間払出量)
 ガソリン . . . 資源エネルギー庁「資源・エネルギー統計年報」平成23年 ガソリン販売部門量
 灯油 . . . 資源エネルギー庁「資源・エネルギー統計年報」平成23年 灯油販売部門量
 ゴム . . . 資源エネルギー庁「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報」平成23年 ゴム製品統計 新ゴム生産数量
 とうもろこし . . . 農林水産省「食料需給表」平成23年度 年度別食料需給表(確定値) 国内消費仕向量(とうもろこし)
 大豆 . . . 農林水産省「食料需給表」平成23年度 年度別食料需給表(確定値) 国内消費仕向量(大豆)

[資料8 - (3)]

現在の日時: 04月15日 13:51 | 日経平均: 14,030.31 | NYダウ: 16,173.24 (終値) | 上海総合: 2,131.54 (終値) | ドル/円: 101.91 | ユーロ/円: 140.81

銘柄名・通貨名またはコードを入力 | 銘柄・通貨 | 理想の投資法 | 注目銘柄3選 | 上昇銘柄を掴む | 野中の一本杉 | 株おじさん降臨

商品価格

5分足 10分足 15分足 30分足 1時間足 4時間足 日足 週足 月足

金 4,330 -8 | 白金 4,816 -12 | ガソリン 78,950 +490

ゴム 東京とうもろこし 東京一般大豆

ようこそ ゲストさん

ログイン | 会員登録はこちら

日本ユニコム 「特別経済セミナー・第1」 日本経済最大の焦点

4月26日(土) 大手町KDDIホール

今日の市況 | 二覧

13:45 〇まよう(15日)の発表行事予...



第四回

みんなの株式Specialセミナー

2014年11月20日（木）

主催：株式会社みんなかぶ

後援：日本商品先物振興協会、株式会社東京商品取引所、
大阪堂島商品取引所、株式会社日本商品清算機構

協力：株式会社想研、ゴールドフェスティバル運営事務局

●講師プロフィール



第1部

井上 哲男（いのうえ・てつお）氏



上智大学卒業後、国内保険会社での運用部門を経て、UAMジャパン・インク チーフ・ストラテジスト兼株式運用部長に転身。その後、プライド投資顧問、QUICK、MCP証券などでストラテジストを勤め、2014年3月よりスプリングキャピタル株式会社代表。

第2部

小次郎講師



本名 手塚宏二。チャート研究家、トレード手法研究家。投資教育の第一人者として、正しい投資教育を日本に根付かせることをライフワークとする。みんなかぶコラムアワード2013大賞受賞、ラジオNIKKEIマーケットトレンド・夜トレ等出演多数。著書に「めちゃくちゃ売れてるマネー誌ZAIが作った「商品先物取引」入門 目からウロコのチャート分析編」

大橋 ひろこ（おおはし・ひろこ）氏



キャスター、フリーアナウンサー。マーケット関連、特にデリバティブ関連に造詣が深く、コモディティやFX等経済番組のレギュラーを務める。ラジオNIKKEI「マーケット・トレンド」「北野誠のFXやったるで!」「FX三姉妹」「レイモンド・メリマン大予測」など。経済講演会やセミナーでは討論会・パネルディスカッションなどのモデレーターとしても活躍。個人投資家としても自身のトレード記録をメディアを通じて赤裸々に公開中。



第五回 みんなの株式Specialセミナー

2015年3月19日（木）

主催：株式会社みんかぶ
後援：日本商品先物振興協会、株式会社東京商品取引所、
株式会社日本商品清算機構
協力：株式会社想研、ゴールドフェスティバル運営事務局

●講師プロフィール



第1部
／
第3部

YEN蔵 こと 田代 岳 氏



米系のシティバンク、英系のスタンダード・チャータード銀行で、20年以上にわたり、為替ディーラーとして活躍。現在は投資情報配信を主業務とする株式会社ADVANCE代表取締役。ドル、ユーロなどメジャー通貨のみならず、アジア通貨をはじめとするエマージング通貨でのディーリングについても造詣が深い。また、海外のトレーダー、ファンド関係者との親交も深い。ブログ「YEN蔵のFX投資術」、メルマガ「YEN蔵の市場便り」で個人投資家に対して為替に関する情報を発信しており、人気を博している。

第2部
／
第3部

Bruce こと 池水 雄一 氏



1962年兵庫県生まれ。上智大学卒業後、住友商事入社。1990年クレディ・スイス銀行、1992年三井物産貴金属リーダー、2009年より世界の金取引量を誇るスタンダードバンクの東京支店長に就任し、現在に至る。一貫して貴金属ディーリングに従事し、世界の貴金属ディーラーでBruce（池水氏のディーラー名）を知らない人はいないと言われている。著書に「THE GOLD ゴールドのすべて」など。

第3部

大橋 ひろこ（おおはし・ひろこ） 氏



キャスター、フリーアナウンサー。マーケット関連、特にデリバティブ関連に造詣が深く、コモディティやFX等経済番組のレギュラーを務める。ラジオNIKKEI「マーケット・トレンド」「北野誠のFXやったるで!」「FX三姉妹」「レイモンド・メリマン大予測」など。経済講演会やセミナーでは討論会・パネルディスカッションなどのモデレーターとしても活躍。個人投資家としても自身のトレード記録をメディアを通じて赤裸々に公開中。

The screenshot shows a website page for 'みんなのコモディティ' (Everyone's Commodity). The main headline is 'みんなのコモディティ Column Award 2014'. Below the headline, there are several articles and sections:

- 大賞 (10万円) (株主総会 即日発表)**: Article about the award ceremony and winners.
- 特別賞 (株主総会から1ヶ月前発表)**: Article about special awards.
- 特別賞 (株主総会から1ヶ月前発表)**: Another article about special awards.
- 賞状授与式**: Information about the award ceremony.
- 賞状授与式**: Another article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: A third article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: A fourth article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: A fifth article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: A sixth article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: A seventh article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: An eighth article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: A ninth article about the award ceremony.
- 賞状授与式**: A tenth article about the award ceremony.

The screenshot shows a live broadcast page for '小次郎講師の「使えるチャート分析講座」 vol.1〜トレンド系とオシレーター系'. The page features a video player and a list of recent videos.

COMMODITY ONLINE TV

15/03/30 10:44 09

▼番組アーカイブ一覧 ▼リアルマネートレード ▼小次郎講師チャート講座 ▼CX市況講演会 ▼放送予定&連絡先

小次郎講師の「使えるチャート分析講座・PartⅢ」 vol.1〜トレンド系とオシレーター系 2014.04.15

BASIC THE COMMODITY

【COTV】小次郎講師の「使えるチャート分析講座」 vol.1

小次郎講師の
使えるチャート分析講座
Commodity Online TV

新着動画

- 2015.03.21
CX市況講演会2015/3/16
「Precious Metals」Part1
出演者: 出演者名・会社名など
入力
- 2015.03.21
CX市況講演会2015/3/16
「Precious Metals」Part2
出演者: 出演者名・会社名など
入力
- 2015.03.21
CX市況講演会2015/3/16
「Precious Metals」Part3
出演者: 池水雄一
- 2015.03.21
CX市況講演会2015/3/16
「YEN蔵が読む! 為替相場の行方〜最新の動向」
Part1
出演者: 出演者名・会社名など
入力

出演者: 手塚宏二、古川浩之
『トレンド系とオシレーター系』

個人投資家にも役立つ コモディティ市場の魅力

【資料8 - (7)】

社会インフラとして 重要な商品先物市場

— 商品先物市場におけるそれぞれの役割を詳しく紹介します。



東京商品取引所 取締役代表執行役社長
江崎 格氏 (写真左)
日本商品先物振興協会 会長
岡地 和道氏 (写真中央)
大阪堂島商品取引所 理事 専務
岡本 安明氏 (写真右)

江崎 東京商品取引所(TOCOM)は、貴金属、エネルギー、農産物などの先物取引を行う市場の開設・運営を行っています。2014年8月末現在の上場商品は、

貴金属では、金(標準/ミニ)、白金(標準/ミニ)、金先物オプション、銀、パラジウム、エネルギー関連では、原油、ガソリン、灯油、軽油。資材関連では、ブツ。農産物では、大豆、

産業インフラとしての機能を備えていることも、ぜひ多くの方々に知っていただきたいと思えます。

産業インフラとしての市場の意義は3つあります。1つは、原材料の仕入れ価格や製品の販売価格の変動リスクを回避するヘッジ機能の提供です。例えば、半年先の灯油価格が高くなっているのが安くなっているのは誰にもわかりません。しかし、現時点で半年先に決済時期を迎える灯油先物を購入しておけば、仮に予想外の高騰に見舞われても、現時点で建てた経営計画に沿って事業活動を円滑に進めることができます。すなわち事業者は商品先物市場を保険として活用することができます。

2つ目は、指標価格の発信機能です。商品先物市場では半年先、1年先の価格が決まっていますから、上場商品を扱う事業者はその価格を参考にして契約を結ぶことができます。3つ目は、物流の円滑化機能です。先物市場では金銭のやりとりだけで済ませる差金決済のほか、現物を振替することもできます。つまり事業者は先物市場から商品を調達することができますし、製品や在庫

を売却して資金調達や在庫調整をすることもできます。また個人投資家がこの機能を使えば、例えば、金を金舗店や貴金属店からよりも安く購入することができます。

LNGやコメなど 新たな商品先物取引も可能に

— 日本における商品先物取引市場のすそ野拡大のためにどうなことに注力していきたいとお考えでしょうか。

江崎 現在、TOCOMでは、新たにLNG(液化天然ガス)の上場を検討しています。2011年に起きた福島での原子力発電所の事故により、日本ではLNGのニーズが高まっています。これまでLNGは長期契約が主で、海外から割高に購入するケースが多かったものの、日本でLNGの先物取引ができれば、需給を反映した適正価格で取引しやすくなると考えています。最近ではLNGのスポット契約が増え、スポット取引が拡大した後は、そのヘッジの場としてTOCOMでLNGを上場する社会的意義は大きいと考えています。

また、電力の自由化が進む中、

小豆、とうもろこし、粗糖となっています。14品目7商品を取り扱う日本における商品先物取引の総合市場となっており、2014年11月で30周年を迎えます。

現在、当社の市場で取引を行っているのは、個人投資家が約3割。実際に商品を取り扱っている当業者が約4割、海外投資家が約3割となっています。今後、さらなる市場の拡大のために、個人投資家の参入を増やしていきたいと考えており、業界丸とまで商品先物取引の意義や魅力を伝えたいと思います。特に最近ではインターネットを介して取引する投資家も多く、投資家層のすそ野の拡大が期待できると考えます。

岡本 世界的にデリバティブ取引が拡大していますが、そのルーツは「大坂・堂島米会所」にあります。天候や需給の変化などにより、コメの価格は変動が激しく、生産者の価格変動リスクを抑えるために、

エネルギーの先物市場は、日本のエネルギー問題を解決する一助になります。

岡本 様々な農産物がある中で、コメは国産産品であり、かつ日本人の主食として、和食のまん中にある商品です。商品先物取引を始めたいと考えている個人投資家の方は、ぜひ普段から親しみがあるコメから取引を始めてみてはいかがでしょうか。コメは国内商品ですので、他のコモディティと違い、為替相場の影響を受けることはありませんので、投資しやすい商品と言えます。

また2014年4月に「東京コメ(2014年10月限以降の限月が対象)」の商品設計を変更しています。それに伴い、取引単位を100俵から200俵と2倍に引き上げましたので、10俵の値動きで2000円の差損益が発生するタイプは100俵の値動きで20000円の差損益が発生するタイプの高商品へと生まれ変わっています。少ない資金で大きな成果を期待して取引したい方におすすり商品です。

個人投資家の 資産運用の新たな選択肢に

— 最後に個人投資家に向けて商品先物取引市場の活用についてア

1780年に徳川吉宗の命により、コメの先物市場が整備されたと言われています。この大坂堂島こそ世界初のデリバティブ取引ができる発祥の地なのです。ですから、日本人にとって先物取引は世界のどこよりも古くから慣れ親しんだものと言えるのではないのでしょうか。

現在、私どもでは、コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆、コシ-25指数、冷凍まぎ、粗糖の7品目を上場しています。中でも個人投資家にぜひ注目していただきたいのがコメ。2011年になんと73年ぶりにコメ先物取引が試験上場されました。現在「関東コシ2カキ」を標準品とする「東店コメ」と「北陸コシ2カキ」を標準品とする「大坂コメ」が取引できます。

岡地 商品先物市場は株式市場や外国為替市場と同様、資産運用の手段として活用できる側面があります。しかし商品先物市場は、投資市場としてだけでなく、

ドバイズをお願いいたします。

江崎 L1Vなどと商品インフラが増えれば、資産運用の選択肢を増やすことができます。個人投資家に商品先物取引をより身近に活用していただけるよう、環境整備に注力していきます。

岡本 コメ先物取引を広く浸透していくためセミナーやウェブマガジンなどのSNSの活用ほか、勉強会やセミナーの開催、メールマガジンの発行などに取り組んでいます。

岡地 商品先物市場は、社会に不可欠な産業インフラとしての側面があり、投資市場を支えている構造になっています。様々な市場参加者がいることから、個人投資家にも安心して取引できる市場だと考えています。

敷居が高い、難しいと思われがちなコモディティですが、仕組みとしてはFX(外国為替証拠金取引)とほぼ変わりはありません。今後、長期のトレンドで考えた場合、新興国の成長・発展により、資源のニーズが高まり、コモディティ価格は高くなっていく傾向になると考えられます。ぜひ個人投資家のポートフォリオの一部にコモディティを組み込むことを検討いただければと思います。



金融商品 なんでも 百科



投資戦略EXPO2014

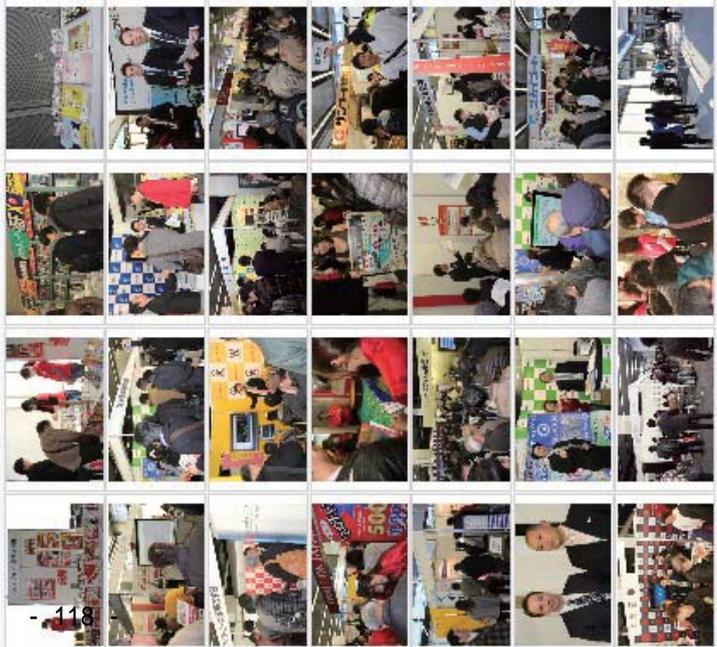
日時：2014年3月15日(土)10:00～18:30
会場：東京ドームシティプリズムホール

主催：バンコク証券株式会社

- ▶ 開催概要
- ▶ 申し込み
- ▶ 講師紹介
- ▶ スタンブララー
- ▶ 出展社一覧
- ▶ アクセス
- ▶ よくある質問

当日は3481名の方にお越しいただき好評にて終了しました。ご来場を頂きました投資家の皆様、ご講演を頂きました講師の皆様、出展者の皆様、運営者の皆様、報道関係の皆様、本場にありがとうございました。

会場の様子



講演の様子

14/6/17	米連邦準備アカウンターの結果を解説しました。 NEW
14/9/18	FXの予約の開始しました。
14/9/10	スタンブララー情報を更新しました。
14/9/23	FLAMEX TRADE COM株式会社の出展が決定しました。
14/9/24	カブトコム証券の出展が決定しました。
14/9/29	「動は報酬！ 億トレーダーから学ぶ」 セミナー開催決定しました。

投資家交流会

インバスター&トレーダーズ・パーティー
同日開催 ご申込みはこちら

前回の様子

投資戦略フェア EXPO2013

投資戦略フェア2014 ハナ一各種

